

# 鳥取県収入証紙の 代金を返還します！



もうすぐです！

令和8年9月30日まで！



鳥取県では令和4年3月31日で収入証紙の取扱いを終了していません。お手元にある収入証紙の代金を返還しますので、期限内のお手続きをよろしくお願いいたします。

## ①書類等の用意

- ・ 現金還付請求書兼領収証書（本チラシ裏面）
- ・ 未使用の鳥取県収入証紙

## ②提出→返金 ～郵送もしくは直接持参してください～

### 【郵送先・持参先】

会計管理部会計指導課（〒680-8570 鳥取市東町1丁目220）

### 【持参先】

中部総合事務所県民福祉局（倉吉市東巖城町2）

西部総合事務所県民福祉局（米子市糺町1丁目160）

鳥取県マスコット  
キャラクター  
「トリピー」



詳しくは  
こちら↓

お問い合わせ 鳥取県会計管理部会計指導課

☎ 0857-26-7436    ✉ [kaikeishidou@pref.tottori.lg.jp](mailto:kaikeishidou@pref.tottori.lg.jp)

